明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○水道法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一二五）　一
○社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令（同一二六）　四

〔告　示〕
○道路に関する件
（関東地方整備局三七三～三七七）　九
○道路に関する件
（中部地方整備局一三〇、一三一）　一〇
○浄化槽の型式の認定を更新した件
（近畿地方整備局二四五～二四八）　一〇
○共同溝を建設する件
（中国地方整備局一七五）　一一
○浄化槽の型式の認定を更新した件
（九州地方整備局一四九）　一一

〔官庁報告〕
国家試験
第六十八回作業環境測定士試験の実施
（厚生労働省）　二
第二十六回管理栄養士国家試験の施行
（同）　三
管理栄養士国家試験委員の公告（同）　三

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一四
特殊法人等
独立行政法人科学技術振興機構入札、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、日本放送協会落札、プログラムの著作物に係る登録、特定計量器型式承認、平成二十三年度公害防止管理者等資格認定講習関係　公五
会社その他
会社決算公告　公六～九三

省令

○厚生労働省令第百二十五号

水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第七条第一項、第十条第一項第一号、第十条第三項、第二十条第三項、第二十条の二、第二十条の六第二項、第二十条の八第二項、第二十条の十四、第二十四条の二、第二十四条の三第二項、第二十七条第一項、第三十条第一項第一号、第三十条第三項及び第五十条の三並びに水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号）第四条第一項第六号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、水道法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月三日

厚生労働大臣　小宮山洋子

水道法施行規則の一部を改正する省令

水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二の見出し中「添附書類」を「添付書類」に改め、同条第一項第一号中「水道事業経営」を「地方公共団体以外の者である場合は、水道事業経営」に改め、同項第二号中「法人」を「地方公共団体以外の法人」に改め、同条第二項中「次の各号に掲げる者」を「地方公共団体」に、「同項第一号、第二号」を「同項第三号」に改め、同項各号を削る。

第七条の二第一号中「及びハ」を削り、同号ロ中「。ハにおいて同じ」を削り、「五千人」を「当該認可給水人口の十分の一」に改め、同号ハを削り、同号ニ中「ホ及び」を削り、「二千五百立方メートル」を「当該認可給水量の十分の一」に改め、同号中ニをハとし、ホを削り、同条第二号中「拡張又は」を「拡張」に改め、「増加」の下に「又は水源の種別若しくは取水地点の変更」を加え、同条に次の一号を加える。

三　河川の流水を水源とする取水地点の変更のうち、給水区域の拡張、給水人口若しくは給水量の増加又は水源の種別若しくは浄水方法の変更を伴わないものであつて、次に掲げる事由その他の事由により、当該河川の現在の取水地点から変更後の取水地点までの区間（イ及びロにおいて「特定区間」という。）における原水の水質が大きく変わるおそれがないもの。

イ　特定区間に流入する河川がないとき。

ロ　特定区間に汚染物質を排出する施設がないとき。

第八条の二を次のように改める。

（事業の変更の届出）

第八条の二　法第十条第三項の届出をしようとする水道事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　届出者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

二　水道事務所の所在地

2　前項の届出書には、次に掲げる書類（図面を含む。）を添えなければならない。

一　次に掲げる事項を記載した事業計画書

イ　変更後の給水区域、給水人口及び給水量

ロ　水道施設の概要

ハ　給水開始の予定年月日

ニ　変更後の給水人口及び給水量の算出根拠

ホ　法第十条第一項第二号に該当する場合にあつては、当該譲受けの年月日、変更後の経営収支の概算及び料金並びに給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件

二　次に掲げる事項を記載した工事設計書

イ　工事の着手及び完了の予定年月日

ロ　第七条の二第一号又は法第十条第一項第二号に該当する場合にあつては、配水管における最大静水圧及び最小動水圧